

## 議案第8号

### 愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部 改正について

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第87号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

#### 提案理由

この案を提出するのは、佐屋社会福祉会館の廃止に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第 8 号

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

愛西市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年愛西市条例  
第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表佐屋社会福祉会館の項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。